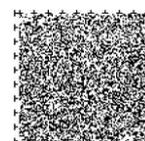


■ 8 社会生活

⑦図書館 TEL 25-3600 FAX 25-3602

⑧スポーツ課 総合体育館 内線 5300

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
図書郵送貸出	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に、図書館の本を無料で郵送貸出します。 ※図書利用券の登録が必要です。	○身体障害 1～3級 ○知的障害 A 級 ※上記の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳又は療育手帳	⑦
クローバーの日	障害者スポーツ充実のため、毎月第3土曜日をクローバーの日とし、総合体育館アリーナ(南半面)および多目的ホールを、障害を有する方(障害者手帳をお持ちの方)に無料開放します。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ※上記の手帳をお持ちの方	総合体育館利用の際、障害者手帳または登録済みの手帳アプリを掲示してください。	⑧



■ 9 成年後見制度

①社会福祉課 内線3209

②高齢福祉課（地域包括ケア推進室） 内線3142

制 度 名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問 合 せ
成年後見制度 利用支援	判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害を有する者などが成年後見制度の利用をする場合に、その利用を支援するために、申立て費用や後見人などの業務に対する報酬の全部又は一部を助成します。 <助成額> 審判請求を行うときの費用及び成年後見人などの報酬の全部又は一部のうち市長が必要と認める額	介護保険サービスもしくは障害福祉サービスを利用している、又は利用しようとする重度の知的障害者、精神障害者または認知症高齢者で、後見人等の報酬等、必要となる経費の全部または一部について、助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる方 ※障害福祉サービス受給者は、 ①社会福祉課 ※介護保険サービス受給者は、 ②高齢福祉課（包括ケア室）が担当窓口です。	申請書に必要な添付書類	① ②
権利擁護センター	認知症高齢者や知的障害、精神障害を有する方など判断能力が十分でない方々の権利を守るため、福祉・法律・医療などの関係者が連携し、成年後見制度を中心とした専門的な相談支援を行っています。	本市の住民基本台帳に記録されている方、本市に住所を有する者又は介護保険法（平成9年法律第123号）等の法令により本市の擁護を受けている方	特にありません	②

